

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険の保険料の決め方



一人一人の保険料は、「基準額」を基に所得に応じて決定します。

この基準額は、今後の被保険者数や介護保険サービスにかかる費用などの見込みから3年ごとに見直され、令和6～8年度は月額5,800円と定めています（第9期大村市介護保険事業計画）。

<基準額の算定方法>

$$\text{基準額(月額)} \quad 5,800\text{円} = \frac{\text{市で必要な介護サービスの総費用(3年間)} \times \text{第1号被保険者の負担額(23\%)}{\text{第1号被保険者の人数(3年間)}} \div 12\text{か月}$$

令和6～8年度（第9期大村市介護保険事業計画）では、介護保険法施行令の改正に伴い、所得に応じた所得段階を下表のとおり9段階から13段階に変更し、高所得者の保険料額の引上げ及び低所得者の保険料額の引下げを行っています。

<令和6年度から令和8年度までの保険料>

所得段階	住民税課税状況		本人の所得・収入金額等	保険料率	保険料 (年額・円)	
	本人	世帯				
第1段階	非課税	非課税	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者 前年のその他の合計所得+課税年金収入額 80万円以下	基準額×0.285	19,840	
第2段階			前年のその他の合計所得+課税年金収入額 80万円超 120万円以下	基準額×0.485	33,760	
第3段階			前年のその他の合計所得+課税年金収入額 120万円超	基準額×0.685	47,680	
第4段階			課税	前年のその他の合計所得+課税年金収入額 80万円以下	基準額×0.9	62,640
第5段階 (基準)				前年のその他の合計所得+課税年金収入額 80万円超	基準額	69,600
第6段階	課税	—	前年の合計所得 120万円未満	基準額×1.2	83,520	
第7段階			前年の合計所得 120万円以上210万円未満	基準額×1.3	90,480	
第8段階			前年の合計所得 210万円以上320万円未満	基準額×1.5	104,400	
第9段階			前年の合計所得 320万円以上420万円未満	基準額×1.7	118,320	
第10段階			前年の合計所得 420万円以上520万円未満	基準額×1.9	132,240	
第11段階			前年の合計所得 520万円以上620万円未満	基準額×2.1	146,160	
第12段階			前年の合計所得 620万円以上720万円未満	基準額×2.3	160,080	
第13段階			前年の合計所得 720万円以上	基準額×2.4	167,040	

【合計所得】収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額で、扶養控除、医療費控除等の所得控除前の金額。

【その他の合計所得】合計所得金額から年金所得金額を控除した金額。

※ 合計所得金額（その他の合計所得）は、分離譲渡所得に係る特別控除額を考慮しています。

※ 第1段階～第3段階の保険料率については、公費負担により軽減しています（第1段階 0.455→0.285、第2段階 0.685→0.485、第3段階 0.69→0.685）。